

養父市農業委員会

第25回会議録

令和3年10月26日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第25回会議録

1. 開催日時 令和3年10月26日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第81号 農用地利用集積計画の承認について

議案第82号 非農地証明について

議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第84号 農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

報告事項

報告① 農地法3条の規定による許可申請について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(12名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊	9番 西谷眞一
10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満

5. 欠席農業委員(1名)

5番 大谷忠雄

6. 出席推進委員(10名)

15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘	18番 鷹野孝一
19番 安達繁	20番 栗田匡晃	21番 林田雅美	23番 森脇耕助
24番 井上勝雄	25番 藤原健次		

7. 欠席推進委員(2名)

14番 小林誠 22番 上垣美由紀

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局 : それでは、ただいまより第 25 回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆様、改めましてこんにちは。朝晩大変涼しいというよりももう寒くなってまいりました。体のほうのコンディションを整えていかなくてはならない時になりました。皆様方におかれましては、大変お忙しいところを今日は総会に御出席いただきましてありがとうございます。また、今日、午前中には現地調査ということで、養父市内の隅々まで今日は見ていただいたんじゃないかなというふうに思います。本当に長時間にわたって、今日は現地調査をしていただきました。担当の委員さん方につきましては、ありがとうございます。

今日、10 月ということで、もう我々の任期のほうもあと 1 年ということで、もう来年の 10 月の末にはもう終わるということになりまして、いよいよ 3 年目に入るということになるわけでありまして、振り返ればこの 2 年間というのは、コロナで大変いろんな面で我々の総会もそうですし、いろんなところで大変困ったことが起こったりしております。今は、この間、農地パトロールのほうもしていただきまして、私のところも口大屋ですが見ますと、この 1 年ほどで随分と変わってきているものもございました。今までちゃんとしていたところが草が生えてしまったっていうようなところもございましたし、随分と変わってきていってるといような感じでありました。また、今月中には一応集約をしていただいて、パトロールについてまた事務局のほうに出していただくということになるかと思っておりますけれども、パトロールにつきましても、皆さんお忙しいところを協力していただきましてありがとうございます。

私、ちょっと別のあれなんですけども、家でギンモクセイとキンモクセイのモクセイの木があるんですが、今年はキンモクセイが、私、初めてなんですけど咲かないんです、一つも。見ましたら、つぼみだけはあるんです。つぼみはあるんですけども咲かない。ああ、こんなことがあるんかなと。新聞でも、昨日の新聞でしたか、神戸新聞ですけども、キンモクセイが咲かないっていうようなことで投稿をされている方がございました。案外ちょっと変な感じだなと、私も六十何年生きておりますけれども、こんなの初めてだなと。ちょうど今のキンモクセイが咲く頃になると、いつも山にマツタケを採りに行くっていうようなことでありましたが、今はもうマツタケすらも私の自分の持山でももう今は採れなくなってしまって、今年は何かキンモクセイがあれやなと思って。

それから、今日の新聞に出ておりましたけれども、スズメの被害っていうのはあんまり私も今年はありませんでした。皆さん、スズメ脅しを結構やっておられましたけれども、あんまりスズメの姿が見えない。スズメじゃない

黄色い色をした小鳥が、そのほうがかえって多いぐらいで、スズメより。そういう関係でありましたから、今日の新聞にもやっぱりスズメとツバメの数がこの10年ですごく減ってきていると、その一因としては、やっぱり農地が荒廃をしていって、そしてまた従事する人も、米も安いんで野菜を作ろうというようなことで転作をしているようなことも影響しているのではないかなというように、今日の新聞にも出ておりましたし、今の地球温暖化っていうことで随分いろいろと、私もいろんな野菜も作っていますが、野菜も何か、いつもだったらよくなる野菜があんまりできない。ふだんあまりよくなかった野菜がよくできてみたいとか、何か今年はとつてもおかしな天候でもあるし、どうも気候の関係があれだなと思っています。今朝のニュースでも言うておりましたけれども、長期的に予報では今年日本海側は大雪になるのではないかなというように、そのことも、雪害のこともまた心配しなくてはなりませんし、とにかく農業をやっている者にとりましては、随分と気候の面であるとかいろんな面で、コロナのこともそうですし、うまくいってない、自分たちが思っているような形にはいけないなっていうのが私が今感じているところですけども、皆さんはいかがなものかなと思います。

私も米を何ぼか作っておるんですけども、今年はタダ米よりもモチ米のほうが立派なのができて、今も話をしとったんですけど、事務の人に。茎が極端に言ったら、一本が小指ぐらいな太さの茎になりました、長いこと倒れんとおりましたので。やっぱり実もしっかりしておって味もいいし、今年はモチ米がいいなと思っておりましたら、近所でモチ米を作っておられる方も、今年はめったにないモチ米がいいということをおっしゃる方が何人かおられました。タダ米については前回のときに申し上げましたように、私は青い、まだ未熟米がたくさんあって、精米でいろいろやりますと、みんな米選機でやると全部はねられてしまって、もう青米が、くず米がたくさんできるというようなことであって、とにかくいろんな面で我々が農業する上では大きな変化が起きてるなということでもあります。

一つ皆さんまたいろいろと御研究もいただきして農地の管理や、また自分の体のことも含めながらやっていただいで進めていただけたらなというふうに思っております。

また、後から事務局のほうからもあると思いますけれども、県の農業委員会の組織として、ちょうど70周年を迎えるということで、10年の節目ごとに記念誌を発行してるということで、今年はそういう年にもなっております、また皆さん方にも原稿等でお世話にならんことあるかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと長くなりましたけど、よろしくお願ひします。

最後に、今日は県のほうからいわゆる市民農園のことについてお話をし

いただくっていうことで来ていただくことになっておりますので、今日はちょっと時間が長くなりますけども、一つよろしくお願いたします。以上です。

事務局 : それでは、続きまして、会議の成立について御報告をいたします。本日の出席、農業委員 13 名中 12 名の出席です。養父市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数が出席することになっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては 10 名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

以降、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第 5 条に会長が総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、谷垣会長、お願いたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたしたいと思ひます。本日は、大谷委員が欠席でありますので、ちょっと順番が前後いたしますが、本日の農業委員の署名者につきましては、4 番の寺尾農業委員と 6 番の奥藤農業委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

議案第 81 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1 ページを御覧ください。議案第 81 号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和 3 年 11 月 1 日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が 1 万 1,051 平方メートル、13 筆、合計も同じく 11,051 平方メートル、13 筆です。利用権の設定を受ける戸数は 7 戸、設定をする戸数は 4 戸となっています。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権、権利の内容は使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、解除条件付使用貸借が 3 筆、4,959 平方メートル、賃貸借権が 10 筆、6,092 平方メートル、全て新規での設定となっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数は 3 年契約が 1 筆、2,606 平方メートル、4 年契約が 9 筆で 6,201 平方メートル、5 年契約が 3 筆で 2,244 平方メートルです。

詳細については次ページ以降に記載しております。番号 6 から 8 が一般法人による解除条件付使用貸借になっています。以上です。

議長 : 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 81 号を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 82 号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案 82 号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1 番、草出の土地 1 筆で面積が 89 平方メートルです。所有者は草出の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は森林の様相を呈しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。予防治山事業の公用申請となっています。関連ページは 6 ページから 10 ページとなっています。

2 番、大屋町門野のうち 2 筆で、面積が 433 平方メートルです。所有者は大屋町門野の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和 48 年から工場等になっており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。門野バイパス事業の公用申請となっています。関連ページは 11 ページから 16 ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号 1 番の草出の件について、担当農業委員の説明を求めます。

西谷眞一農業委員、お願いします。

西谷眞委員： 9 番、西谷です。この件につきましては、2 月の農業委員会の際に非農地証明が出ておりました、保安林を設定するための非農地の指定の案件が出ておりました、その続きと申しますか、になっておりますので、よろしくをお願いします。資料は 8 ページ、9 ページを御覧いただきたいと思っております。

8 ページを見ていただきましたら、地番 52 が今回の対象の土地になっておりますけれども、前回まではその左側にあります 54 番、ここまでが出ておりました、これを審議していただきまして、決定いただいております。今回、それからもう少し事業を進めていく上で、もう少し区域を広げていくということになったようでして、写真を見ていただきましたら御覧のとおりで、ちょうど墓がありまして、これはお寺の分譲墓地なんですけれども、これの裏側のところまで広げてくるということのようです。もともと農地だったんですけれども、もうずっと随分以前から作られておらず、現在ですと、もう随

分前に木が何か植えられていたようでして、農地の様相は呈しておりません。保安林に指定するためには、農地から外して、それからでないという治山事業のほうに移れないということです。今回、そういう理由でもって非農地証明の申請が出ております。そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 12番、西谷英樹です。先ほど担当委員の西谷委員のほうに言われましたとおり、公共事業がここに入るということで、計画を詳細にした結果、ここがまだ、地目変更していないということで今回出ております。あらかじめこのように申請をされるということで、他でもこのようにしてほしいものだと感じました。ということで、申請どおり認めるようにお願ひしたいと思ひます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、藤原健次推進委員。

藤原健推進委員： 25番、藤原です。この件は、農業委員の方が説明されたとおりでして、治山事業ということで、ここに落石防護のネットを張るということで、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第82号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町門野の件について、担当農業委員の説明を求めます。

4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾です。この土地につきましては、事務局のほうからもありましたですけど、48年の頃から工場となっております。今回、その土地につきまして、養父宍粟線のバイパス工事、宮本から入ってますけれども、宮本から門野に至るバイパスを建設中の部分の関係でございます。

ページは11ページからでございます。12ページを見ていただきまして、この航空写真ですけども、上のほうに道路が上がっておりますけど、これが明延で山崎のほうに抜ける道でございます。門野地区の一番上流の部分になるということでございます。

後は、14ページと15ページを見ていただきたいと思いますが、今の現状でございます。1枚目は川のほうから見た家でございますし、2枚目のほうにつきましては、建物右側のほうから見た写真でございますし、2枚目、3枚目は正面から見た土地でございます。もう立派な工場というか、建っております。今回、この建物のところを道路が通過するというようなことで、既にこういう状況になっておりまして、バイパスということで、始末書にもありますけれども、この部分について御審議いただきたいと思っております。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。今、担当委員が説明したように、ここにバイパスがついて開発されるということは、この地域も発展することと思っておりますし、大変よいことと思っております。それに、この土地が以前農地であったために、今回このような申請をなさるものと思っております。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

21番、林田推進委員。

林田推進委員： 21番、林田です。午前中に視察に行きまして、現況を見ますと路面のほうもコンクリートで固められた状態なんで、農業委員の言われるとおりだと思いますのでよろしく申し上げます。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第82号の2番を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 83 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 17 ページを御覧ください。議案第 83 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号 1 番、養父市奥米地の土地 1 筆、面積は 522 平方メートルです。貸付人は養父市奥米地の方で、借受人は養父市藪崎の株式会社です。申請地内に復旧治山事業を行うための現場事務所を建設することが転用の目的で、令和 4 年 12 月 31 日までの一時転用となっております。関連ページは 18 ページから 21 ページです。

議 長： 事務局の説明が終わりました。この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号 1 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域内にある農地です。農用地区域内では原則転用できませんが、3 年以内の短期間における一時転用については例外となっておりますので、許可の対象となります。一般基準においては、資力、信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響ないことから、本議案を許可することについては、農地法第 5 条 2 項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員の説明を求めます。
3 番、藤原農業委員。

藤原委員： 3 番、藤原です。今朝ほどはお疲れさまでした。ここで今、事務局のほうから説明がありましたように、農地法に関しては許可っていうことですが、もう着工というか、工事にかかっております、申し訳ないです。ここに先ほど配られました顛末書を見ていただいたらいいんですけども、全然知らなかったとかいうことで書いてありますので、それで推進委員の方が見ていただいて、これは許可が要りますよということを書いてもらって、それで市のほ

うにちゃんと届けてくださいよということで、私のほうにも来られました。そのときは全然知らなかったって言われておりましたけども、この辺はもう一度検討しなければいけない事項だと思います。

ここの 19 ページが航空写真になっておりますけども、この土地に関しまして、ちょうど道のちょっと高さもいい具合のこと、それでこの耕作者が来年は米を作らないんだって言われたのでここを借りるようにしましたと言われておりましたので、公共事業に関しまして、もう反対することもできませんし、貸さんっていうわけにもいかないと思いますので、審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
13 番、圓山農業委員。

圓山委員： 13 番、圓山です。今朝ほど立会いに行つて、しっかり見させていただきました。藤原委員さんの言われた内容で間違いがありません。また、この件に対しまして、周辺農地への影響等もないように思われますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19 番、安達推進委員。

安達推進委員： 19 番、安達です。この場所は私、毎日 2 回も 3 回も通るところで、それで気がつきまして、前日に重機が入れてあつて、明くる日にはもう埋立ての工事が始まつておつたと。そのときに事務局のほうへ確認の電話を入れて、責任者に連絡しまして、もう当日のうちに事務局のほうに申請に行かれたような状況です。さっき言われたように、周りには迷惑のないような状況です。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
山根職務代理。

山根委員： 山根です。事務局にお尋ねします。事前着工、顛末書がついてるんですけど、工事はいつ頃して、今はどうなってるんか、ちょっと説明してください。

事務局： 事務局から申し上げます。工事は顛末書にあつたと思いますが、今月初めに着工されております。安達推進委員が声をかけていただいてからは止めております。一応、許可後でないといふ事にかかれないといふことで、今、工事をストップしています。全面的に土が入つて造成が終わっているわけではなく

て、まだ工事は掛かりの段階ということです。以上です。

議長： ほかにはございませんか。
前川委員。

前川委員： 7番前川です。座ったまま失礼させてもらいます。2点あります。ここは農振農用地ということですが、この工事に伴って用水路と排水路に抵触しないのかどうなのかというのはお話になかったと思いますので、そこら辺、現地の状況はどうなのか、工事の状況がどうなるのかというのを御説明いただきたいです。

それと、顛末書は工事をする事業者から、譲受人になっておりますけれども、その譲受人の事業者から出ておりますけれども、本来は農地所有者から出るものではないんですかね。その辺、ちょっと感覚的なものになるのかもしれないですけども、何か法的な手続上どうなのかというのもお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

事務局： 失礼します。まず、水路につきましては、21 ページを御覧ください。少し分かりにくいですが、上段に断面図AからA'、その下段にBからB' とふってあります。その下にAからA' の断面ということで、県道側に既に水路が通っているんですけども、まずAからA' の断面につきましては、水路には土がかぶらないので、既存のままということになります。BからB' ですが、こちらに進入路を設ける関係で、一部上に土がかかります。そのため、下にはパイプ管、暗渠を通して水路を通水して、水路が埋まらないように確保したまま施工するという形になります。

加えまして、造成の下にはブルーシートを引いて、その上に砕石なり置く形になっております。ですので、事業が完了した来年度 12 月末をもって、上の砕石は撤去し、ブルーシートをめくって元の農地に復元するというようになります。これがまず1点目で、2点目は、顛末書につきましては、今までも何回か出たことはあるんですけども、基本的には施主側、この場合はということになりますので、こちら側から農業委員会宛てに出してもらおうようにしておりますので、地権者も 100%悪くないわけではないんですけども、それを行った事業者側から顛末書はいただくこととしておりますので、今回は事業者の名前でいただいております。以上です。

議長： よろしいですか。

前川委員： はい。

議長： ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、議案第 83 号の 1 番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 84 号、農地法第 4 条第 1 項ただし書、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 22 ページを御覧ください。議案第 84 号、農地法第 4 条第 1 項ただし書、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出についてです。

届出番号 1 番、養父市上箇の土地 1 筆、面積は 409 平方メートルのうち、196.02 平方メートルです。届出者は養父市広谷の方で、申請地内に農業用倉庫を建設することが転用の目的です。関連ページは 23 ページから 26 ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、1 番の上箇の件について、担当農業委員の説明を求めます。

13 番、圓山農業委員。

圓山委員： 13 番、圓山です。よろしくお願ひします。24 ページを御覧ください。24 ページ、左にあるのが地域局で、バイパスで、右上のほうに Y タウンというような場所になります。対象農地は緑の色分けされた部分と、白い点線で囲まれた部分が対象農地となり、緑の部分に農機具小屋を建てられるということです。

この方は、このバイパス、緑の色分けされたところのバイパスを挟んで反対側に農地を何枚か持っておられるんですが、農機具の小屋というのがこの写真から外れた位置にあって、ちょっと便利が悪いってということで、息子さんが実際に農業をされるんですが、その方が申請に来られておられました。緑のちょっと見にくいですけど右隣、うっすら茶色に見えるところもほかの方の農作業小屋が建っておりますし、大屋川の堤防に面した部分で周辺の農業の環境にも何ら支障を来すところではないと思いますので、ますます農業

を頑張るようなことを言われてましたので、よろしく願います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、北本農業委員。

北本委員： 10番、北本でございます。今、担当委員のほうから丁寧に説明がござい
ます。軽部橋の手前のところですね、左に折れたところ、20メートルぐらい
のところなんですけど、ただ、道と基本的には田んぼとの交差が結構高いんで
すけど、倉庫ですし農機具とかそういうのはほとんど問題ないというように
思っております。特に問題ないと、このように思いますので、お願いいたし
ます。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18番、鷹野です。今朝ほど農業委員さんと一緒に現地を見させていた
だきました。ただいま説明いただいたように、何ら問題がないと思います。
どうかよろしく願います。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第84号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたし
ました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地法第3条の規定による許
可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告①、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町高柳の土地2筆、2,019平方メートルです。譲受人は八鹿町高
柳の方で、譲渡し人は横浜市の方です。所有権を贈与によって移転される予
定です。申請日が9月29日、許可日が10月1日となっています。

2番、上箇の土地1筆で、471平方メートルです。譲受人が上箇の方で、譲渡しが明石市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が10月の6日で、許可日が10月11日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 28 ページを御覧ください。報告②、農地の使用貸借の解約通知についてです。

届出番号1番、八鹿町高柳の土地1筆、面積は1,291平方メートルです。賃貸人は横浜市の方、借借人は養父市八鹿町八鹿の方です。合意解約年月日は令和3年9月29日、土地の引渡しは同日となっております。解約条件なしの合意解約に基づくもので、所有権移転のための解約となっております。こちらは先ほどの3条のナンバー17において所有権移転が完了しております。

届出番号2番、養父市上箇の土地1筆、面積は471平方メートル、賃貸人は明石市の方、借借人は養父市広谷の方です。合意解約年月日は令和3年9月30日、土地の引渡しは同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、所有権移転のために解約するものです。こちらも同じく先ほどの3条ナンバー18において所有権移転が完了しております。

届出番号3番、大屋町蔵垣の土地1筆、面積は2,147平方メートル、賃貸人は養父市大屋町蔵垣の方、借借人は養父市大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和3年9月30日、土地の引渡しは同日となっております。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者の方が耕作されます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 29 ページです。報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は堀畑のほか、合計9筆あります。面積が6,327平方メートルです。申請人は堀畑の方です。取得した日が平成19年7月21日と令和2年4月10日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は、別紙1のとおり30ページに記載しております。

2番、申請場所は大塚のほか、5筆ありました。面積が147.21平方メートルです。申請人は十二所の方です。取得した日が令和3年6月23日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方です。土地の詳細は、別紙2のとおり31ページに記載をしております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
以上で第25回農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

4番寺尾 6番奥藤

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷理重俊

署名委員 奥藤雅行

署名委員 寺尾 稔